日時：令和５年３月２４日（金）
午前９時００分～
場所：吉田川志田谷地防災センター

吉田川河川協力団体設立準備会

次　　第

１．開　　会

２．挨　　拶
・鶴田川沿岸土地改良区　千葉 榮　理事長
・国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
所長　石田 和也　様

３．協　　議
１）規約制定について
２）役員選任
３）事業計画、予算（案）について
４）その他

４．閉　　会

～・

メ　　モ

鶴田川沿岸土地改良区

りゅうちるネットワーク規約（案）

(名称)

第１条　この会は、りゅうちるネットワークと称する。

(目的)

第２条　本会は、“みず”から守る流域治水を実践しながら、安心安全の中で人々が交流し、生業を守り快適に暮らすことができる地域の形成を目指す。

(事業活動)

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

（１）　あらゆる関係者が連携した協働の推進。

（２）　自発的、主体的活動の促進のための支援。

（３）　その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

(構成)

第４条　本会は、第２条の目的に賛同した個人、法人、団体及び行政機関のメンバーで構成する。

(役員)

第５条　本会に次の役員をおく。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　２名

（３）　運営委員　若干名

（４）　監事　２名

２　運営委員は設立準備会で選任し、以後、運営委員会で協議する。

３　会長は、運営委員の互選により選任し、副会長は運営委員の中から会長が指名する。

４　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

５　運営委員会に諮り役員を補充することができる。

(役員の職務等)

第６条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

３　運営委員は、運営委員会を構成し、第８条に定める職務を行う。

４　監事は、本会の会計及び会務執行を監査する。

(顧問)

第７条　本会に顧問をおくことができる。

２　顧問は、会長が委嘱し、本会の運営等に関して助言を行う。

(運営委員会)

第８条　運営委員会は、規約の改廃及び役員の選出をし、事業計画・予算について審議する。

２　運営委員会は、必要に応じ会長が召集し、議長となる。

(会計)

第９条　本会の事業活動に要する経費は、会費、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。

２　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

(事務局)

第１０条　本会の事務を処理するための事務局は鶴田川沿岸土地改良区とする。

(委任)

第１１条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は運営委員会の議決を得て会長が別に定める。

附則（令和５年3月２４日　議決）

１　この規約は、令和５年(２０２３年)４月１日から施行する。

吉田川志田谷地防災センターを拠点とした事業計画
（素案）

令和４年度

３月１７日　設立準備会事前打合せ（於：吉田川志田谷地防災センター）

　　２４日　吉田川河川協力団体としての設立準備会

（於：吉田川志田谷地防災センター）

令和５年度

４月　１日　りゅうちるネットワークとして活動開始

５月　　河道状況踏査

- 揚水機場（志田谷地、品井沼、不来内、鹿島台第１）
- 二子屋橋下流域
-
-

６月～８月　除草・クリーン作戦！

８月　５日　パネル展、イベント（演芸大会、花火）

１０月　　収穫祭

1～３月　　雑木除去作業等

-
-
-

その他

１）河道整備状況による区域分担・出水前後対策

２）生き物調査（うなぎ、沼えび　→　魚道調査等）

３）松島町有地（志田谷地）の活用　→　刈払いした草木を集積し堆肥化

４）予算案（５０万）

～・

メモ